

1 金華区域

金華区域は、道三公・信長公が築いた歴史ある城下町として、発展してきました。地区内の各所には、旧武家屋敷である寺社や町家等の歴史ある建築物等が今も多く残り、美しい歴史的まちなみを形成しています。

金華山の山頂には信長公の天下布武の拠点であった岐阜城がそびえ、歴史ある古道や町家等から眺める岐阜城・金華山等の山並みを背景としたまちなみは、当区域ならではの美しい景観といえ、当区域は金華山・長良川区域とともに国重要文化的景観「長良川中流域における岐阜の文化的景観」に選定されています。

また、金華山のふもとは、緑豊かな歴史公園である岐阜公園があり、市民の憩いの場としてアメニティあふれる景観を形成しています。

更に、当区域では、1,300年の歴史を誇り、国重要無形民俗文化財に指定されている鵜飼漁の風景を楽しむことができます。

良好な景観形成に向けた住民によるまちづくり活動も活発であり、景観形成に係る各種のルールづくりや学習会の開催、伝統的な祭り文化の伝承に向けた活動なども行われています。

ここでは、岐阜城下町、岐阜町発祥の地として、当時をしのばせる美しい歴史的景観が今も数多く残り、次代に継承していく必要のある区域を対象として「良好な景観の形成に関する方針」及び「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観形成を図るものとします。

1 良好な景観の形成に関する方針

- 伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保全するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- 川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町家が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的まちなみ景観を保全、創出する。
- 三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- 長良川鵜飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観の形成のために、下記の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

(1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

(2) 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例（平成 16 年岐阜市条例第 25 号）に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち同条例第 4 条第 1 号及び第 6 号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第 16 条第 3 項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

(3) 届出対象行為の除外

- 法第 16 条第 7 項各号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例（平成 7 年岐阜市条例第 54 号）第 15 条第 2 項】

景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域における B 地区及び C 地区に限る。）内における法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (3) 道路その他の公共の場所から容易に見ることができない場所における行為
- (4) 前項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為

(4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する景観形成基準とします。

1) 指導助言基準

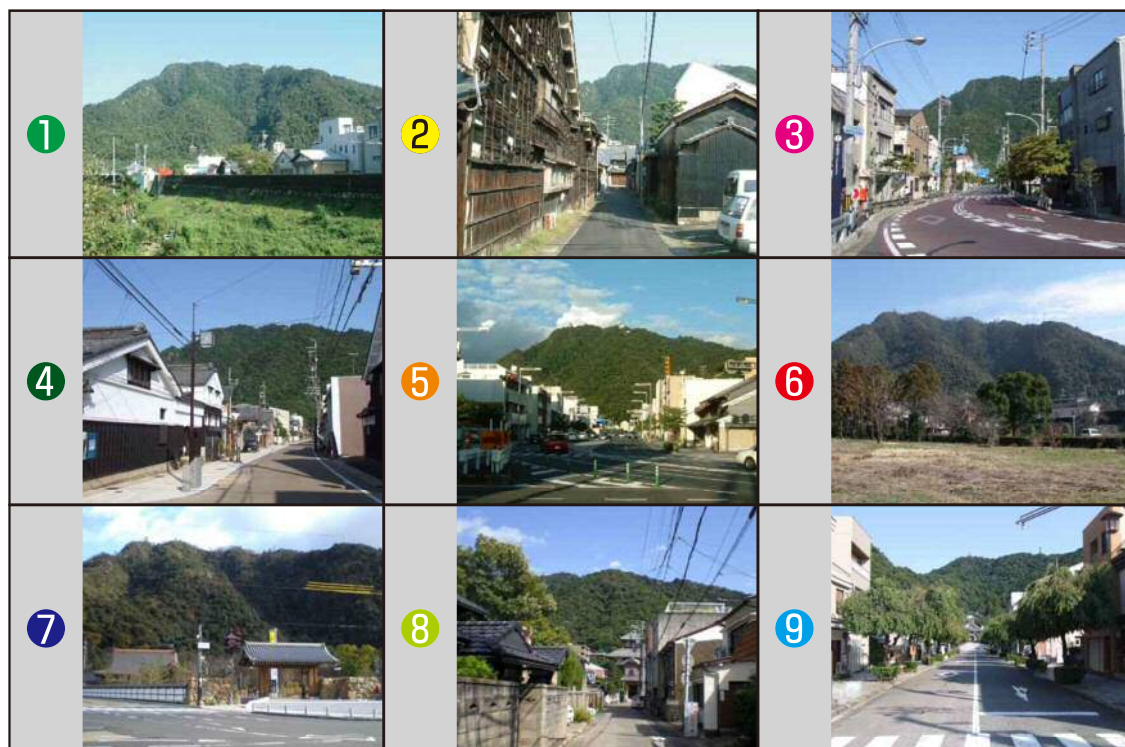
項 目		景観形成基準
基本事項	調和	●建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ●公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ●歴史的まちなみや金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への眺望景観と調和した高さとする。
	眺望等	●建築物等の配置は、主要な眺望点*から眺める金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを極力確保する。 ●建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔を眺める景色に調和させる。 特に外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 ※主要な眺望点：図6(主要な眺望点位置図)
	維持管理	●建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	●歴史的まちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。 ●歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。
	外壁	●長大な外壁面は、金華山や周辺の歴史的まちなみに調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●自動販売機には、過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等を行わないようにする。
	ファサード	●開口部への格子や1階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式のある形態意匠とし、周辺の歴史的まちなみと調和させる。 ●外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ●ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	壁面線・階層	●隣り合う建築物等の軒高や壁面線、スカイライン等を整え、歴史的まちなみの連続性に配慮する。
	屋外階段	●屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩としたり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	●外部設備や屋上設備は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、主要な通りや眺望点から容易に望見できないよう、配置を工夫したり、木製格子等による目かくし、緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	●携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
	道路附帯施設等	●バス停上屋(シェルター)、サイン等は、歴史的まちなみに調和した形態意匠とする。

項 目		景観形成基準
建築物・工作物の色彩	基調色	●周辺の歴史的まちなみとの調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ●建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ●市域全域で届出を要する行為の建築物等については、基調となる色彩は、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2以下とし、その他の建築物等については、基調となる色彩は、彩度4以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ●送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたY R系の色相を用いる。 ●建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。
	アクセントカラー等	●使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ●コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	色数	●使用する色数はできる限り少なくする。
	地域色・伝統色	●伝統的な色彩を尊重し、周辺のまちなみと色彩を調和させる。
	配色調和	●使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	連続性	●平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	附属建築物	●建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	耐久性	●経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	維持管理	●清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	質感	●木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。 ●建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	光沢性	●金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	全体構成	●樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	配置	●敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	緑量	●市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	樹種	●推奨種を用いる。 ●社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	季節感	●季節を感じることができるような植栽を行う。
照明	光量・色彩・方向	●岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやけばけばしい色彩の照明を用いない。 ●露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。
	点滅	●華美なネオンやけばけばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	全体構成	●周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	●排水管等は目立たない位置に設ける。
	照明灯等	●照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、歴史的まちなみや自然景観、連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	形態・色彩等	●仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。

〔 図 6 主要な眺望点位置図 〕



■主要な眺望展からの眺め

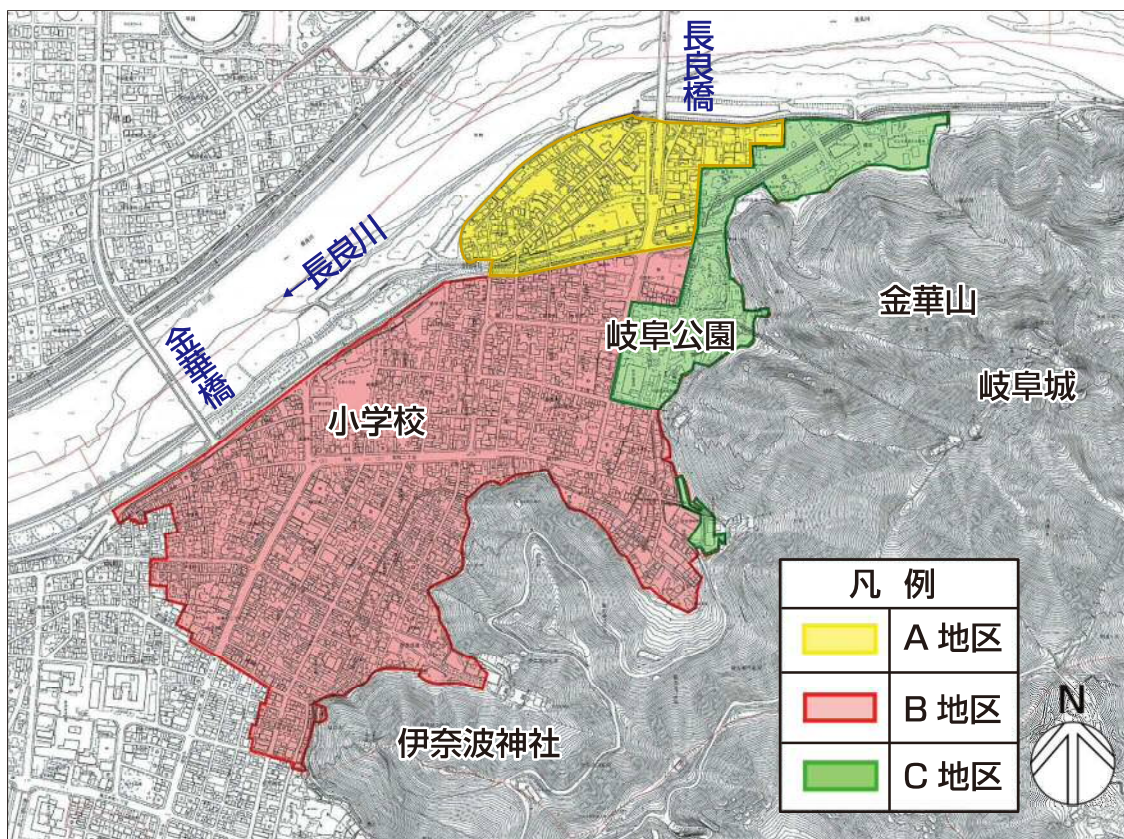


2) 勧告基準

金華区域ゾーン図〔図 7〕ごとに勧告基準を定めます。

項 目	景観形成基準		
地区名	A 地区	B 地区	C 地区
基本事項	●建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。 ●きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。		
建築物等の高さ	高度地区の制限による。	建築物等の高さが 20m を超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等（高さ 10m 以下の建築物等は、除く）にあっては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認めた場合は、建築物等の高さが 25m を超えるときとする。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 伊奈波地区地区計画区域内については、同地区計画地区整備計画の制限による。	風致地区の制限による。
緑化	地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。		風致地区の制限による。

〔図7 金華区域ゾーン図〕



3)変更命令基準

項 目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	●市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩が、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき、その他の建築物等の基調となる色彩が、彩度4より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

4)その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は既に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

(5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。